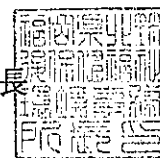




22北筑保第3125号
平成22年 7月 8日

社団法人小郡三井医師会長 殿

福岡県北筑後保健福祉環境事務所長
(健康増進課 健康増進係)



北筑後地域在宅医療推進協議会委員の推薦について(依頼)

日頃から地域保健行政の推進につきましては、格別のご配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、福岡県では、今年度より在宅医療推進事業を全保健福祉環境事務所において実施することとしております。これにあわせて、福岡県地域在宅医療支援センター設置要綱にもとづき、地域在宅医療支援センターを設置することとなりました。

このセンターでは「北筑後地域在宅医療推進協議会」を設置し、地域在宅医療連携、ネットワークの構築等を図ることを目的とし運営いたします。

つきましては、貴会から協議会委員1名を推薦していただきたく、よろしく願いいたします。業務ご多忙中とは存じますが、別添「推薦書」に必要事項を記入の上、当所までお送りいただきますようお願いいたします。

記

1 添付書類

- 1) 福岡県在宅医療推進事業の概要
- 2) 福岡県地域在宅医療支援センター設置要綱
- 3) 北筑後保健福祉環境事務所の在宅医療推進事業の概要
- 4) 北筑後地域在宅医療推進協議会設置要綱
- 5) 推薦書

2 提出期限 平成22年 7月30日(金)

※第1回目の協議会を9月中旬に開催予定としておりますのでよろしくお願いいたします。

in 名 録

北筑後保健福祉環境事務所
健康増進課 担当:砂田・古賀
TEL 0946-22-3964
FAX 0946-24-9260

北筑後地域在宅医療推進協議会設置要綱

(目 的)

第1条 医療・福祉・行政等の関係機関が連携して、緩和ケアを希望する患者や家族等に対する地域在宅医療体制の推進に関する事項について協議するため、北筑後地域在宅医療推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議会の事務)

第2条 協議会は、在宅で緩和ケアを望む患者や家族等に必要な地域ケアシステムの推進等に関し、次の事項について検討する。

- (1) 地域在宅医療ネットワークの構築等に関すること
- (2) 24時間対応可能な訪問看護の推進に関すること
- (3) 患者、家族への相談支援体制に関すること
- (4) 在宅医療への移行促進に係る従事者研修に関すること
- (5) 福岡県在宅医療推進協議会との連携に関すること
- (6) 在宅医療における支援環境の整備（NPOとの協働・ボランティアの育成支援）に関すること
- (7) その他協議会の目的を達成するために必要な事項

(構成員)

第3条 協議会は別表に掲げる者をもって構成する。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、構成員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等があるときは、その職務を代行する。

(会 議)

第5条 協議会は、必要の都度、会長が招集する。

- 2 会長は、必要と認める場合には、協議会に構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶 務)

第6条 協議会の事務を処理するため、事務局を北筑後保健福祉環境事務所健康増進課に置く。

(補 則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成22年 6月 1日から施行する。

別表

区分
在宅診療に取り組む医師
地域の医療機関
専門医療機関
歯科医師
薬剤師
訪問看護ステーション
介護保険事業者の代表
市町村
地域包括支援センター代表
学識経験者
住民の代表
保健福祉環境事務所

これまでの経過



病院、緩和ケア病棟、自宅など、療養場所の選択ができる

患者が望む場所で療養し、望む場所で死を迎えられる福岡県

年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22
	終末期医療対策推進事業			在宅医療推進事業		
方向性の会議	終末期医療対策推進協議会			在宅医療推進協議会		
従事者研修、 従事者育成	・在宅ホスピス研修会 ・在宅ホスピスアドバイザー派遣			・訪問看護ステーション管理者研修 ・高度在宅看護技術実務研修		
退院支援・連携	・病院と訪問看護ステーションの相互研修			・病院と訪問看護ステーションの相互研修		
訪問看護ステーションの 機能強化 機能拡充	←24時間訪問看護支援事業			→ ・医療型多機能(デイホスピス/ スーパーバイズ) ・介護との一体型事業 ・コールセンター		
NPO協働	・在宅ホスピスボランティア養成					
情報提供体制	ふくおか医療情報ネット			ふくおか医療情報ネット(更新)		
地域ネットワーク				「地域在宅医療支援センター」設置:保健所		

在宅医療推進事業の大きな柱



柱（１） 地域在宅医療支援センター

～保健所を核とした地域在宅医療体制整備の取組み～

柱（２） 訪問看護推進支援モデル事業

～訪問看護ステーションの機能強化と拡充～

地域在宅医療支援センターの取組み状況



■在宅医療に関する地域の課題の把握

関係機関へのヒアリングを実施し、管内の社会資源の状況や過不足等、実態把握
既存の地域在宅ケア研究会や保健所主催の難病患者支援評価会議等を活用
連携上の課題等、問題点を整理。

■ネットワークづくり(システム構築)

地域在宅医療推進協議会を開催
事例検討
訪問看護ステーション実態調査報告等

管内の課題を共有。既存ネットワークも利用。地域に応じた対策

■在宅医療の医療機関等の知識・技術の向上

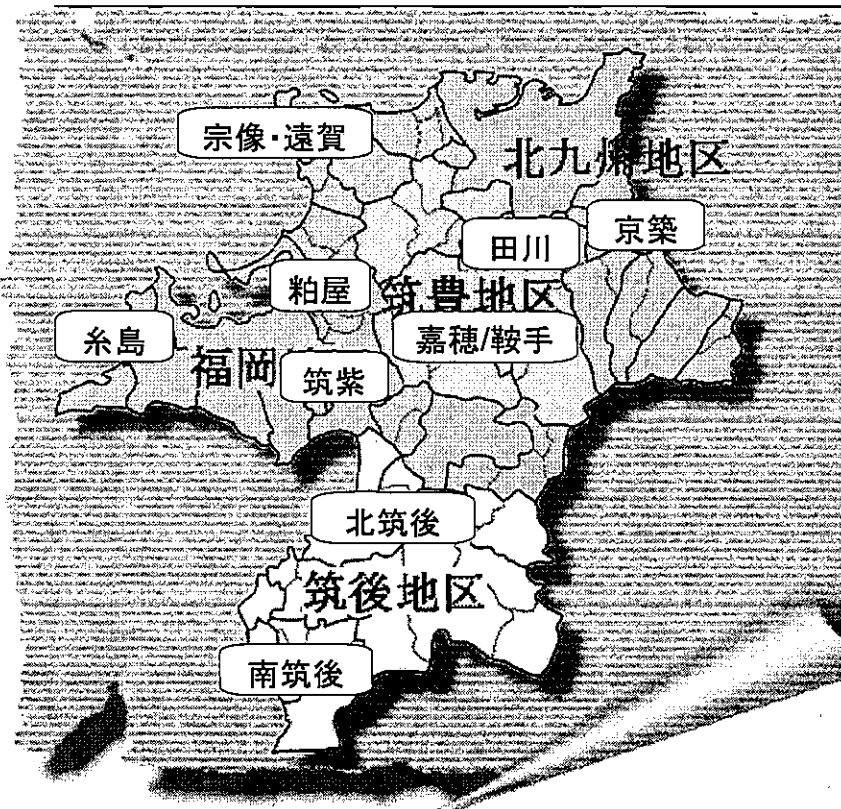
センター相談員等への研修会……相談支援技術のスキルアップ、相談支援件数
退院調整に関する研修会等を開催(管内の医療関係者を対象)
既存の会(地域の集まり、研究会、医師会等)を活用。

■住民への啓発 / 地域力の活用

リーフレット作成。在宅ホスピスボランティア(NPO等)との協働

H22年度から、地域在宅医療支援センターを9カ所に！

～保健所を核にした、更なる地域在宅医療体制整備～



■地域体制コーディネーター

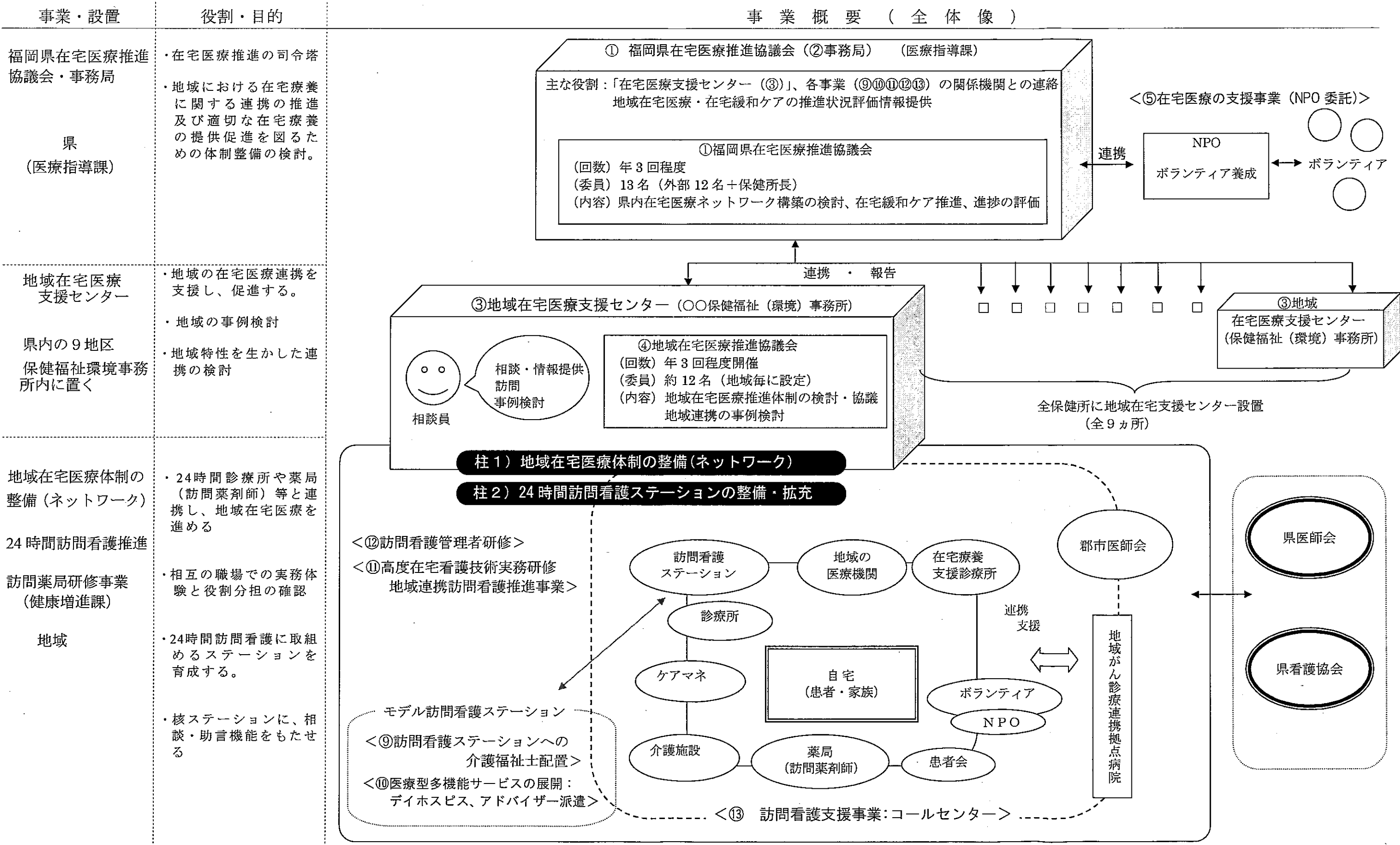
- ・地域在宅医療推進協議会
- ・地域ケア体制の構築・評価
- ・個別支援
- ・事例検討の課題整理

■個別支援コーディネーター

- ・相談窓口
- ・関係機関調整
- ・ケース支援
- ・事例検討会の実施
- ・在宅療養に向けた連絡調整
- ・地域資源情報整理
- ・情報提供

在宅医療推進事業（H22年度）

- 目的
- ・24時間訪問看護ステーションの整備・拡充
 - ・地域在宅医療体制の整備



福岡県地域在宅医療支援センター設置要綱

1 目的

地域における緩和ケアを希望する患者及びその家族等の相談・支援に対応し、療養上の悩みや不安解消及び在宅緩和ケアの普及啓発並びに医療機関等、関係機関相互の連携の推進を目的として、地域在宅医療支援センター（以下「センター」という。）を設置する。

2 センターの設置場所

センターは、福岡県保健福祉（環境）事務所に設置する。

3 センターの事業内容

センターは、目的を達成するため以下の事業を実施する。

(1) 情報収集・提供

緩和ケアに関する情報収集並びに患者とその家族や医療関係者への情報提供

(2) 患者・家族向け総合相談（電話相談を含む）

緩和ケアについての不安や悩み等の相談や地域で利用可能な在宅医療サービス資源に関する相談

(3) 医療従事者向け相談

患者のマネジメントや医療提供施設、訪問看護ステーション間の連携について

(4) 事例検討会・研修会の開催

医師、看護職員、薬剤師、福祉関係者等に対する研修や事例検討会等の開催

(5) 地域連携支援

地域における緩和ケアのネットワークを構築するための専門的助言

(6) 地域在宅医療推進協議会の設置・運営

ア 協議会は、地域の実情に応じ、病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション等の医療施設関係者及び関係団体や市町村等に所属する者をもって構成（委員総数12名以内）し、年3回程度開催する。

イ 地域における在宅緩和ケアに関する医療連携の推進及び適切な在宅緩和ケアの提供促進を図る。

(7) その他、在宅緩和ケアの推進に関すること。

4 事業計画

当該年度の事業計画については、様式（様式1・2）により、医療指導課長あてに定められた所定の期日までに提出するものとする。

5 事業実績報告

当該年度の実績報告については、事業実施後、4月10日までに様式（様式3・4）により医療指導課長あて提出するものとする。

附 則 この要綱は、平成20年6月2日から施行する。

附 則 この要綱は、平成21年6月4日から施行し、改正後の要綱は、平成21年4月1日から適用する。

附 則 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(平成 22 年度) 北筑後保健福祉環境事務所

在宅医療推進事業 について

福岡県在宅医療推進事業 目指すもの

- 病院、緩和ケア病棟、自宅など、療養場所の選択ができる
- 患者が望む場所で療養し、望む場所で死を迎えられる

平成 22 年度 北筑後保健福祉環境事務所の取り組み

地域在宅医療支援センターを保健所に設置

H 2 2 年 10 月 1 日より

I 地域のネットワーク推進

- ① 在宅医療推進協議会開催 (9 月、2 月頃開催)
- ② リーフレット作成し配布 (8 月～)
- ③ 社会資源情報作成 (訪問診療の実態他)
(医師会・訪問看護ステーション・薬剤師会・歯科医師会・福祉施設)
- ④ 事例検討 (訪問看護ステーション等との連携会議等)
- ⑤ 研修会

II 住民への意識啓発

あらゆる場面をとおして啓発
民生委員会等への出前講座
(センター紹介・がん対策と在宅緩和ケア推進)

III 個別(患者・家族)支援

患者や家族への相談支援や連絡調整
緩和ケアに関する情報提供

〒838-0068 朝倉市甘木 2014-1

北筑後保健福祉環境事務所 健康増進課健康増進係

TEL 0946-22-3964

北筑後地域在宅医療支援センターを設置します。

H22年10月1日より

このセンターは北筑後保健福祉環境事務所内に設置されています。

対象者 がんや難病などで緩和ケアを受けながら在宅療養を希望する患者さんやその家族、関係機関

活動内容 ①患者さんやご家族への相談支援や連絡調整
②緩和ケアに関する情報提供

など

☆在宅緩和ケアとは☆

がんなどにより、さまざまなつらい症状が現れることがあります。

このような場合でも、患者さんとその家族の痛みや苦しみをやわらげ、その人らしく、住み慣れたご自宅で安心して快適な生活が送っていただけるよう、ご希望に沿ったケアを提供するものです。

例えば...

- がんで入院中だが、家に帰したい、帰りたい。どうしたらいい？
- がんだが、積極的な治療はもうしないと決めた。できる限り長く家で過ごしたい。緩和ケアを受けながら在宅療養することはできる？
- 自宅で看取することはできる？
- 外来通院もできなくなったが、入院はしたくない。訪問看護や訪問診療をしてくれる先生を探したい。

あなたにこんな思いがあったらまずご相談ください！

北筑後地域在宅医療支援センター

(北筑後保健福祉環境事務所健康増進課内)

受付時間 月曜～金曜 午前9時～午後5時

〒838-0068
朝倉市甘木 2014-1

TEL: 0946-22-3964

FAX: 0946-24-9260

